

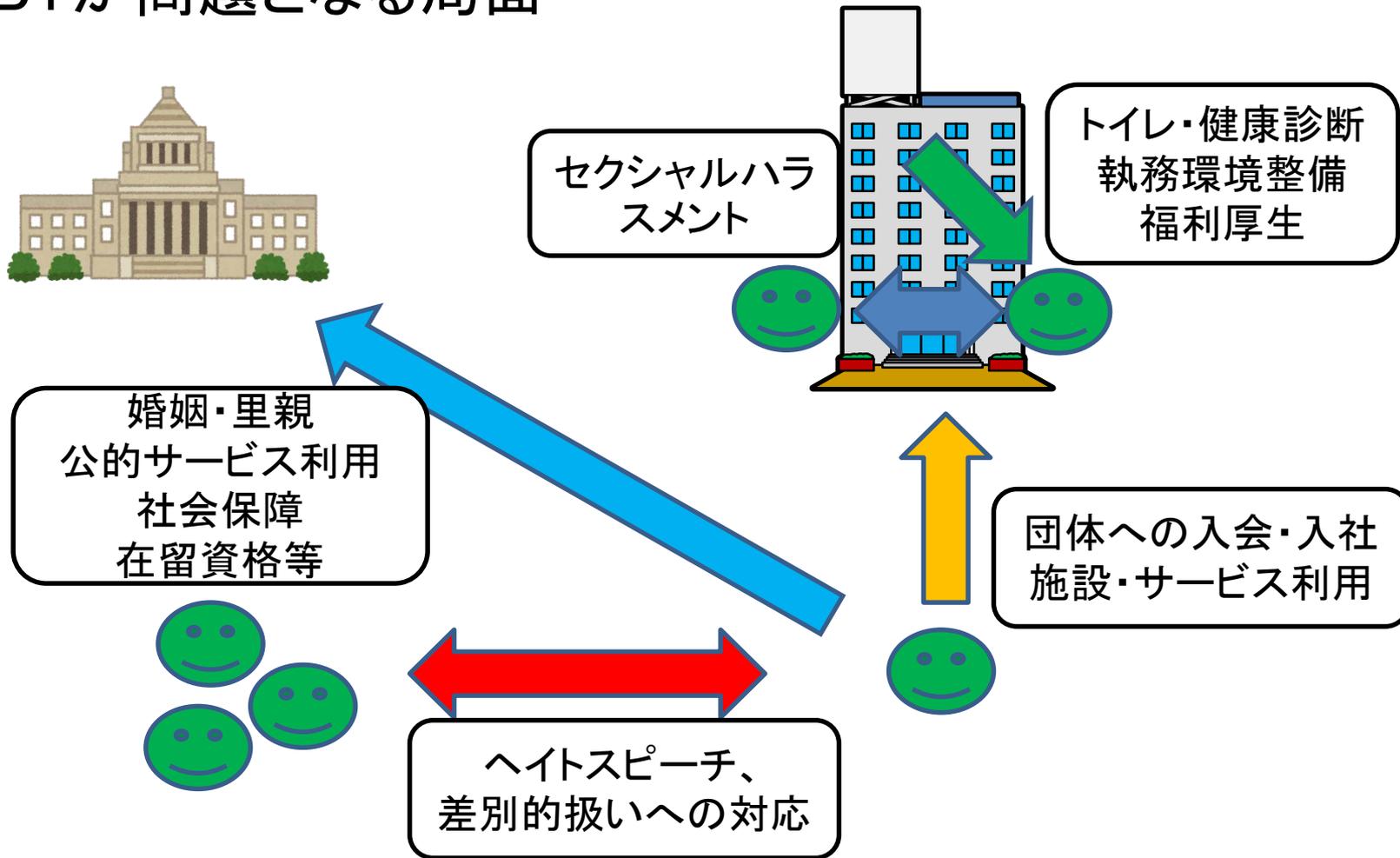
中央大学・LLAN共催
LGBTをめぐる法と社会—過去、現在、未来をつなぐ

LGBTと法曹

～求められている役割～

西村あさひ法律事務所
弁護士 森 倫洋

- LGBTが問題となる局面



■ 司法的な判断における規範

- 制定法の解釈(憲法、民法、戸籍法、国籍法、社会保障関連法など)
- 抽象的な規範(使用者の安全配慮義務、不法行為など)
- 私的自治・団体自治や思想・表現の自由との関係

■ 司法の機能と役割

- 憲法の番人/人権の砦 \longleftrightarrow 付随的審査制/司法消極主義
- 法解釈 \longleftrightarrow 法創造 cf. 憲法41条

■ 規範と司法判断の関係

○ 制定法を欠く場合

- ・ 同性婚の扱い ～ 婚姻は本質的には当事者間の契約

しかし、効果として、夫婦同氏や姻族関係の発生などもある

○ 制定法が事実婚に法的効果を認めている場合

- ・ 「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」(健康保険法3条7項, 国民健康保険法6条2項、厚生年金保険法3条2項, 国民年金法5条7項、労働者災害補償保険法11条, 16条の2, 地方公務員災害補償基金法32条1項)

※最高裁第一小法廷平成19年3月8日判決・民集61巻2号518頁:遺族厚生年金不支給処分取消請求事件でおじと姪のカップルについて支給を認める

○ 規範が抽象的な場合

- ハラスメント、差別的取扱い

～ 社会通念の変化に応じた判断

○ 私的領域と公序良俗

私的自治/団体自治で一定の裁量が認められても

公序良俗に反した扱いは是認されない

～ 社会通念の変化に応じた判断



中央大学・LLAN共催
LGBTをめぐる法と社会—過去、現在、未来をつなぐ

LGBTと法曹

～求められている役割～

安倍 嘉一（森・濱田松本法律事務所）

弁護士役割

1. 当事者からのご相談

✓ 民事事件

- 府中青年の家事件（東京高判平成9・9・16）

同性愛者の団体に対する青年の家の利用申し込みを不承認とした教育委員会の処分が違法であるとして、損害賠償請求が認められた。

- S社（性同一性障害者解雇）事件（東京地決平成14・6・20）

トランスジェンダーの従業員が女性として就労することを認められなかったことを理由とする配転拒否、女性としての装いをすることを禁止するサービス命令に違反したこと等を理由とする懲戒解雇が無効と判断された。

✓ 家事事件

- 相続（遺言、遺体の引取り、葬儀手配等）
- 離婚
- 子育て・親権（精子提供契約）
- 養子縁組

✓ 刑事事件

➤ 被告人や受刑者がLGBTの場合がある

→ 家族への説明の仕方

→ 傍聴への配慮の申入れ

→ ホルモン剤の投与が受けられないなどの不便

✓ 労働事件

➤ 採用時の性別の問題（どちらの性別で就職活動するか、経歴詐称になるか）

➤ 採用後のトランスジェンダーの問題（トイレなど）

2. 企業等からのご相談

- ✓ 多いといえる状況にはない
 - カミングアウトしてない従業員がほとんど
 - 法律問題とはいえないケースも多い
 - 服装
 - トイレ、宿泊
 - 健康診断
 - 取引先との関係

- ✓ 使用者が労働者の職場環境を整備する義務
 - 就業規則等におけるSOGIハラの禁止の明記
 - 対応窓口の設置
 - 問題が生じた場合の迅速な対応

- ✓ 就業規則の改正
 - 慶弔休暇の同性パートナーへの拡大等

- ✓ 啓発活動の手伝い
 - 研修の実施など



中央大学・LLAN共催
LGBTをめぐる法と社会—過去、現在、未来をつなぐ

LGBTと法曹

～求められている役割～

2018年10月13日

石田 京子（早稲田大学大学院法務研究科）

Outline

- なぜ、法曹が**LGBT**について知らないといけな
いのか？
- どのようにして、自分のジェンダーバイアスに
気づくか？
- どのようにして、ジェンダー感覚を学ぶか。
- アメリカの取組の一例
- まとめにかえて

ジェンダーバイアスとは？

能力ある・ない

客観的評価（とされる）事象

ジェンダーに
基づく価値観

ジェンダーに
基づく評価基準

歪んだ認識

なぜ、司法におけるジェンダーバイアスは問題なのか？

- (ジェンダーバイアスに限らず) 法の番人が偏見を持っていることの危険。
- 最後の手段として司法に救済を求めた当事者がそこでさらなる人権侵害を被る可能性がある。
- 司法への信頼。
- 判決を通じた、バイアスの再生産。

“when people perceive gender bias in a legal system, whether they suffer from it or not, they lose respect for that system, as well as for the law”
(Justice O’ Connor (1994))

[人々が法制度の中にジェンダーバイアスを感じると、それによって被害を被っているかどうかに関わらず、法に対する尊敬はもちろん、法制度に対する尊敬を失うものである。]

司法制度

法の番人

法の平等な適用を通じた
社会的弱者の保護

裁判を通じた社会正義の実現

LGBTに対する
価値観

LGBTに対する
評価基準

司法の機能不全

司法におけるLGBTバイアスをなくしていくには？

- 社会全体におけるジェンダーバイアスをなくしていく（1984年国籍法改正による父母両系血統主義の採用、男女雇用機会均等法の改正、家庭科教育の改変、DV法の制定、GID法の制定etc）
- 法曹界における多様性の確保
- 司法に携わる全ての構成員の「気づき」
→ 「『靴』をドアの外に置いていく」

【参考】アメリカの取り組み

➤ ニューヨーク州裁判所におけるThe Richard C. Failla LGBTQ Commission

2017年に、ニューヨーク州最高裁判所判事であり、LGBTQの権利の擁護者である、Richard C. Failla の名前を付けた委員会を設置。LGBTQコミュニティの抱える問題を取り上げる委員会。

ミッションステートメント：ニューヨーク州裁判所 Richard C. Failla LGBTQ 委員会は、性的指向、ジェンダー・アイデンティティ、ジェンダー表現に関わらず、全ての人に裁判所への平等な参加とアクセスを促進することに努力する。この使命を達成するために、委員会は、裁判所における多様性を保護し、かつ強化し、LGBTQの司法関係者、非司法関係者の参加を促進する。

http://www.onbar.org/wp-content/uploads/2017/06/LGBTQ_Sheet.pdf

日本においていかにして法曹の LGBTに対する理解を深めていくか

- 法科大学院における教育（ジェンダー法の設置など）
- 司法修習における講義としての必修化
- 法専門職の継続教育→新たな課題が絶えず発生する分野でもあるので、常に知識、知見の更新の場を設けること